

**答**

市内には、現在、476か所の土砂災害危険箇所があり、毎年6月の土砂災害防止月間に愛媛県や消防、その他関係機関との合同点検や、台風時にはパトロールにより現状を把握している。

土砂災害防止法に基づく区域指定は、県が土砂災害警戒区域及び特別警戒区域の指定を行っており、現在、市内全体の476か所のうち、指定済みは76か所である。未調査箇所については、今後、早急に調査するよう要望していきたい。土砂災害対策に係る施設整備については、平成16年度以降、砂防事業（砂防ダム）が30か所で34基、急傾斜地崩壊対策事業3か所、がけ崩れ防



市道東之川東西線

災対策事業4か所の整備が完了している。今後も、県に対して要望を行い、整備を進めていく考えである。

土砂災害に備えた警戒避難体制は、被害が予測される山際の23自治会との相互連絡体制や、過疎地防災情報モニターからの情報を得る手段も平時から確立している。また、平成27年度完了を目標に同報系防災行政無線の整備を進めているほか、防災情報などを迅速に提供できる西条市安全・安心情報お届けメールの配信を開始している。

その一方で、防災・減災対策の第一歩は、市民一人一人が、自身が住む地域の危険箇所や避難場所などを知ること、つまり、地域のことをよく知ることにより、現在、防災説明会などを精力的に開催しているところである。

**現在の組織率は？**

**自主防災組織**

**問**

自主防災組織の結成が進まない現状にあると聞くが、組織の結成に向けて、どう取り組んでいるのか。



避難所運営訓練

**答**

平成26年9月1日現在の自主防災組織の組織率は83・5パーセントで、世帯数は約4万1千世帯、組織員数は約9万7千人である。

特に、市街地では、組織率が伸び悩んでいる地域があるが、これは、核家族化やライフスタイルの多様化が進み、人間関係が希薄化することで、コミュニティのつながりも薄れている現状によるものと認識している。このため、校区自治会での防災説明会をはじめ、組織及び自治会が結成されていない地域やマンションなどを対象に、自主防災組織の結成を促す説明会を実施しており、今後も地道に取り組んでいきたい。

**教育はどう変わる？  
教育委員会の制度改革**

**問**

教育委員会の改革は、関連法案の成立により、平成27年4月1日から教育委員長と教育長が一本化されて責任体制の明確化が図られることになる。また、首長は、教育長を任命又は罷免するほか、重要施策やいじめ対策など、緊急を要する諸課題を協議する場として、総合教育会議を主宰するなどの改革が行われるが、今回の制度改革をどう認識しているのか。

**答**

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律は、平成27年4月1日より施行されるが、同法は、教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保しつつ、教育行政における責任体制の明確化や迅速な危機管理体制の構築、地方公共団体の長と教育委員会の連携の強化、地方に対する国の関与の見直しなど、制度の抜本的な改革を行うものである。

主な改正点としては、新教

育長は、現行制度の教育委員長と教育長を一本化した常勤者で、教育委員会を代表すること。新教育長の任期は3年とすること。首長は、議会の同意を得た上で教育長を直接任免すること。首長が主宰する総合教育会議で教育行政の指針となる大綱を策定するほか、学校の統廃合など予算が絡む教育条件の整備や、緊急時の講ずべき措置について協議、調整を行うこと。また、いじめや自殺の防止など、緊急の事案が生じた場合には、文部科学大臣が教育委員会に対して指示することができることを明確化していることなどが挙げられる。

なお、今回の法改正は、市民の声を市政に反映させていくことに対して、教育制度のしくみが強化されたものと理解している。

